

政府資金補償金免除繰上償還に係る 財政健全化計画等の策定について

朝来市では、財政の健全化による将来的な負担の軽減を目的に、地方債(借金)のうち公的資金*¹ から借入れているものの繰上償還を進めるため、財政健全化計画(普通会計)及び経営健全化計画(水道事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計)を策定し、平成19年12月に財務大臣及び総務大臣から承認されました。

*¹ ここでいう公的資金とは、旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金を指します。

<背景>

地方公共団体の厳しい財政状況等をふまえ、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、徹底した総人件費の削減などを内容とする「**財政健全化計画**」・「**公営企業経営健全化計画**」を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体・公営企業を対象に、高金利な公的資金地方債の補償金*²免除による繰上償還が認められることとなりました。

なお、補償金免除繰上償還には、財務大臣及び総務大臣の承認が必要となります。

*² 公的資金の地方債を繰上償還するにあたっては、通常補償金を支払う必要があります。

<財政健全化計画・公営企業経営健全化計画の内容>

本市では、既に策定の「朝来市総合計画実施計画」、「朝来市行財政改革大綱」、「朝来市水道事業(下水道事業)中期経営計画」等を基に、「財政健全化計画」及び「公営企業経営健全化計画」を策定し、財政の健全化、将来負担の軽減、実質公債費比率の改善、公営企業の経営効率化を早期に進めようとするものです。(詳細については、別添計画書をご覧ください)

※以下、主な内容

財政健全化計画(普通会計)

- 1 計画期間 平成19年度～平成23年度(5年間)
- 2 計画の主な内容
 - ・定員適正化による職員数・人件費の削減
 - ・公債費の健全化(実質公債費比率、地方債残高の抑制)
 - ・自主財源の確保(税の徴収対策、滞納整理の強化、公有財産の整理など)
 - ・事務の効率化・経費削減
 - ・公営企業への繰出金の見直し(独立採算制の堅持)

経営健全化計画(水道事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計)

- 1 計画期間 平成19年度～平成23年度(5年間)
- 2 計画の主な内容
 - ・定員適正化による職員数・人件費の削減
 - ・料金の適正化

- ・維持管理費の節減(有収率の向上及び維持管理経費の節減など)
- ・未収金徴収対策の強化
- ・職員の意識改革の向上
- ・既存施設の延命化 など

<公的資金補償金免除繰上償還に係る健全化計画等>

- ・財政健全化計画(普通会計)
- ・公営企業経営健全化計画(水道事業)
- ・公営企業経営健全化計画(簡易水道事業)
- ・公営企業経営健全化計画(下水道事業)

<繰上償還を希望する地方債>

繰上償還の対象となる地方債は、借入利率が5%以上のもので、その時期は資金・利率によって平成20年3月から平成22年3月までの3年間に分けられています。朝来市では、該当する全ての地方債の繰上償還を希望しています。

なお、繰上償還にあたって、普通会計では財政調整基金(朝来市の貯金)、水道事業については内部留保資金をそれぞれ取崩し、その財源にあてる予定です。また、簡易水道会計及び下水道会計は、借換債の発行により、繰上償還の財源を確保する予定です。

繰上償還希望地方債の総額 11億7,183万5千円

(内訳)

(単位:千円)

資金/会計	普通会計	水道会計	簡易水道会計	下水道会計	合計
旧資金運用部資金	92,017	570,113	30,187	164,964	857,281
旧簡易生命保険資金	105,374	0	0	0	105,374
公営企業金融公庫資金	24,117	74,060	0	111,003	209,180
合計	221,508	644,173	30,187	275,967	1,171,835

(注)・この繰上償還は、3年間で5兆円規模(全国ベース)とされており、これを超える場合、調整により減額されることがあります。

・上記の表は、朝来市が策定した財政健全化計画及び経営健全化計画に対し、繰上償還が希望額どおりに認められた場合の金額です。

・上記金額は計画策定時のものであり、今後繰上償還金額が変更となることがあります。

<繰上償還による効果>

繰上償還による効果には、繰上償還以降に支払うべきだった利子が不要となり、将来的な財政負担の軽減が図られ、財政の健全化に資する効果が得られます。また、借換えを行う場合も、現在の借入利率より低利なものへ借換えるため、財政負担の軽減を図ることができます。

繰上償還による効果額の総額 2億4,817万9千円

(内訳)

(単位:千円)

効果額／会計	普通会計	水道会計	簡易水道会計	下水道会計	合計
効果額	24,044	118,713	8,869	75,752	227,378

(注)・軽減額算定にあたっては、水道会計の一部、簡易水道会計、下水道会計の全額を繰上償還後に借換えるものとして算定しています。

・上記効果額は、朝来市が策定した財政健全化計画及び経営健全化計画に対し、繰上償還が希望額どおりに認められた場合の金額です。

<補償金免除額>

公的資金の繰上償還を行った場合、以降に支払うべきだった利子の残額の約8割(国試算)を補償金として支払う必要があり、繰上償還を行ったとしても補償金を支払うため総支払額には大差がなく、また一度に多額の支払いが発生するため(残債と補償金を一度に支払うため)、現在まで高金利の地方債であっても繰上償還を行ってきませんでした。

今回の繰上償還にあたっては、補償金が免除されることから、以下の補償金を支払うことなく繰上償還ができることになりました。

補償金免除の総額 1億5,032万6千円

(内訳)

(単位:千円)

補償金免除額／会計	普通会計	水道会計	簡易水道会計	下水道会計	合計
補償金免除額	5,789	98,337	7,297	38,903	150,326